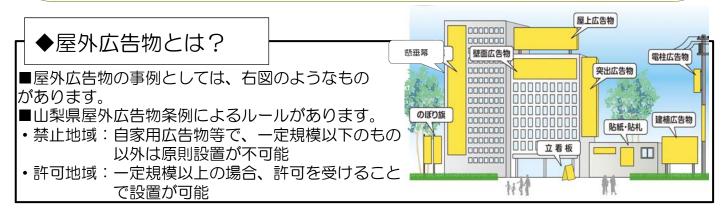
中部横断自動車道の 屋外広告物禁止地域の指定について

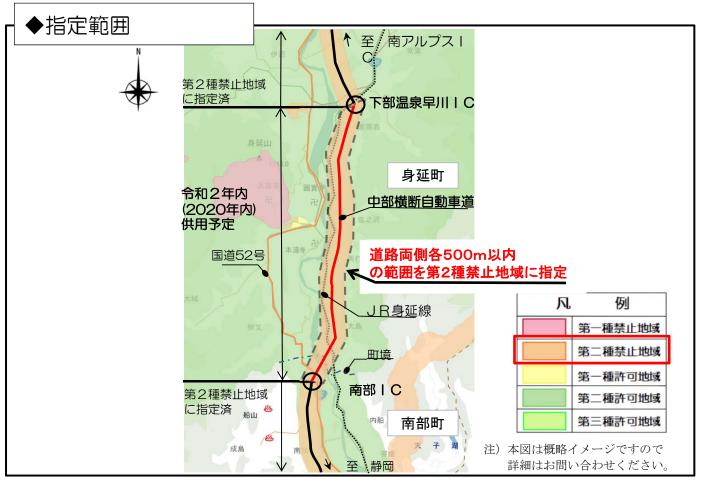
令和2年(2020年)に供用予定の南部IC~下部温泉早川IC間について、沿道景観の維持と安全な交通の確保を図るため、 令和2年1月15日※から屋外広告物禁止地域(第2種)となります。

対象範囲は、当該道路から展望できる両側各500m以内の地域です。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※道路の供用が早まった場合、指定日も早まります。





◆第2種禁止地域に設置できる屋外広告物の概要

- ◇禁止地域では原則、広告物を表示(設置)できません。 ただし、以下の広告物については、表示(設置)ができます。
- ① 許可を要する広告物
 - 道標、案内図(建植)

:面積1m²以下、高さ3m以下、 色彩の制限、複数設置する場合は合計面積が制限

など

- ② 許可不要の広告物
 - 自家用広告物

:住宅及び事業所内における表示面積の合計10m²以下

など

◆既に設置されている屋外広告物で 新しい基準に適合しなくなったものの措置

施行日(令和2年1月15日)から次の期間は、経過措置があります。

| 種類 | 経過措置により掲出が可能な期間 |
|-----------------|-----------------|
| 適法に掲出されているもの | 3年間 |
| 適法に掲出されている堅牢なもの | 6年間 |

※堅牢とは、建築基準法の確認を受けたものなど

◆基準等の詳細

詳細につきましては、山梨県ホームページをご覧いただくか、下記の 問い合わせ先にご連絡ください。

山梨県 屋外広告物

検索

問い合わせ先

山梨県

峡南建設事務所 都市計画·建築課 都市計画担当(TEL 055-240-4120)

景観づくり推進室

(TEL 055-223-1325)

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。